

排気ガスの話(2)

5月に発行したメンテナンスVOL12では排気ガスの種類や環境にやさしいメンテナンスのお話をさせて頂きました。今回は各種規制の内容について少しふれてみたいと思います。

1. 建設機械 第一次排気ガス規制

建設機械の排気ガス排出総量削減のため設けられた規制で表1の有害物質の排出が基準値をクリアしていないと建設機械の使用を制限される法律です。

実際には、平成10年から建設省の直轄工事で実施され新たに平成13年4月からグリーン購入法により公共事業等にも適応されています。

すなわち国の公共事業には排気ガス対策車両でないと使用することができなくなっています。

2. 建設機械 第二次排気ガス規制

表2を見てもらえば判るとおり、各有害物質の排出基準が厳しくなっているのと、PM(粒子状物質)が新たに排出基準に加わりました。

平成13年4月より対策型建設機械の申請の受付が行われ平成15年10月より施行されると思われます。

注意事項として

1).平成15年10月以前に製造された機械で**第一次規制適合車**は引き続き使用可能です。

2).一次・二次規制とも道路運送車両法の規制を受けている車両に対しては**除外**されます。

大型特殊車両は除外されません。

出力区分:P(KW)	CO	HC	NOX	黒煙(%)
7.5 P<15	5.7	2.4	12.4	50
15 P<30	5.7	1.9	10.5	50
30 P 272	5	1.3	9.2	50

表1(g/KW h)

出力区分:P(KW)	CO	HC	NOX	黒煙(%)	PM
8 P<19	5.0	1.5	9.0	40	0.80
19 P<37	5.0	1.5	8.0	40	0.80
37 P<75	5.0	1.3	7.0	40	0.80
75 P<130	5.0	1.0	6.0	40	0.80
130 P<560	3.5	1.0	6.0	40	0.80

表2(g/KW h)

今のところ既存機で第一次規制をクリアするには

1. 国土交通省の認可している排気ガス浄化装置を取り付ける。
2. 対策エンジンに寄せかえる。(現状対応はコベルコ機のみで、寄せ替え可能な対象号機のみ!)
しか方法が無く、いずれの方法も費用が高額になります。(詳細は国際サービスに!)

3. 東京都ディーゼル車運行禁止条例

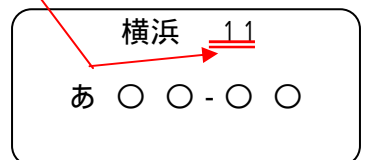
平成15年10月から島嶼を除く都内(区部・多摩)において、PM(粒子状物質)排出基準を満たさない**軽油を燃料としているディーゼル車の運行を禁止**する条例で、運行責任者に対して違反者の氏名公表罰金(50万以下の罰金)の適応があります。

規制対象のディーゼル車

規制対象車	例示	車検証の用途欄 ナンバープレートの分類番号	備考
貨物自動車	トラック バン	貨物 1 - . 4 - . 6 -	自家用・事業用の 種別を問わない。 小型・普通自動車の 種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス マイクロバス	乗合 2 -	
特殊用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート ミキサー車	特殊用途 8 -	乗用車タイプのものは規制の対象外

規制対象外のディーゼル車

1. ナンバープレートの分類番号 0 - . 3 - . 5 - . 7 - . 9 - の車両
(乗用車・大型特殊車両など)
2. 軽油を燃料としない車両(圧縮天然ガスなどを燃料としている車両など)



新車登録から7年間の猶予期間・対策

粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、**新車登録から7年間猶予**されます。

いわば新車登録**平成8年車以前**の車両が対象車です。

対象車両は**DPF(ディーゼル排気微粒子除去装置)**を取りつければ都内を走ることができます。

今年の7月2日より装置の申請が行われています。9月頃に都の認可がおりると思われます。

各規制内容とも現在進行形のものばかりで、今後更に規制の内容が厳しくなり変化していくと感ずます。今後逐一規制内容に変化があった場合このニュースでお知らせしていきますので宜しく御願い致します。

以上 ご不明な点、分からない事がありましたら国際サービスにご相談ください。